

改 正 後		改 正 前
〔削る〕		(スプリンクラー設備に関する基準) 第十一条の二 規則第四条第一項第九号の三のスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるとおりとする。 一 スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、無煙火薬を存置する火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十三条の二第四項第一号二及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、一・七メートル以下となるように、設けること。 二 水源は、スプリンクラーヘッドの個数に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置(消防法施行規則第十四条第一項第十一号に規定するものをいう。)は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあつては、消防法施行規則第十二条第一項第三号の二の規定に従い、呼水装置を設けること。

○経済産業省告示第二十七号
火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和三年経済産業省令第九号）の施行に伴い、火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。
令和三年三月一日
経済産業大臣 梶山 弘志
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

〔削る〕

三	スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上で放水することができ性能のものとする。
四	スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用のスプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるとすること。
五	一 斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。
六	制御弁は、消防法施行規則第十四条第一項第三号の規定により設けること。
七	流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第十四条第一項第四号の四及び第四号の五の規定により設けること。
八	非常電源は、消防法施行規則第十二条第一項第四号の規定により設けること。
九	操作回路の配線は、消防法施行規則第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。
十	配管は、消防法施行規則第十二条第一項第六号の規定に準じて設けること。
十一	貯水槽等には消防法施行規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。
（蓄電池車及びディーゼル車の基準）	
第十二条	規則第四条第一項第二十七号の蓄電池車の基準は、次の各号に定めるとおりとする。 一 車輪には、ゴムタイヤを使用すること。ただし、軌道車については、この限りでない。

備考 表中の「」は注記である。	第十二条 第十三条 別表（第三条、第十二条、第十三条関係） 〔表略〕	二 荷台又は荷台と車軸との間には、適当な緩衝装置を備えること。 三 蓄電池は、コネクターを溶接して接続した耐震式のものを使用し、堅固な木箱又はこれと同等の強度及び絶縁性を有する箱に収め、使用電圧が五十ボルト以下に保たれていること。 四 電動機整流子、制ぎよ器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当なおおいがされていること。 五 電気配線は、キャブタイヤーケーブルを使用し、接続部分が振動によつてゆるまないような構造となつており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。 2 規則第四条第一項第二十七号のディーゼル車の基準は、前項第一号、第四号及び第五号の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとする。 一 機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること。 二 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、荷台の下面からの距離が二百ミリメートル未満の部分には適当な防熱装置が施されていること。 三 排気管は、排気ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焰装置が取り付けられており、荷台の後端（けん引自動車にあつては、前後車輪の中間）において開口していること。
	第十三条 第十四条 別表（第三条、第十三条、第十四条関係） 〔表略〕	二 荷台又は荷台と車軸との間には、適当な緩衝装置を備えること。 三 蓄電池は、コネクターを溶接して接続した耐震式のものを使用し、堅固な木箱又はこれと同等の強度及び絶縁性を有する箱に収め、使用電圧が五十ボルト以下に保たれていること。 四 電動機整流子、制ぎよ器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当なおおいがされていること。 五 電気配線は、キャブタイヤーケーブルを使用し、接続部分が振動によつてゆるまないような構造となつており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。 2 規則第四条第一項第二十七号のディーゼル車の基準は、前項第一号、第四号及び第五号の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとする。 一 機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること。 二 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、荷台の下面からの距離が二百ミリメートル未満の部分には適当な防熱装置が施されていること。 三 排気管は、排気ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焰装置が取り付けられており、荷台の後端（けん引自動車にあつては、前後車輪の中間）において開口していること。

令和三年三月十九日（号外第六十号）厚生労働省告示第八十三号（分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する件）（印刷誤り）

二三四 表中改正行頭を一字下げる。
前欄中
七、
一五

令和三年三月一日（号外第四十四号）経済産業省告示第二十七号（火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件）（原稿誤り）

七二上 一一 令和二年経済産業令和三年経済産業省令第九号 業省令第九号
同日（同号外） 経済産業省告示第二十八号（製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件）（原稿誤り）

七二下 二 令和二年経済産業令和三年経済産業省令第九号 業省令第九号